

最近、道路管理者に対する要求がますます複雑なものになってきています。『北の交差点 Q&A』は、あらためて道路管理とは何かを考えるコーナーとして、道路法における一般国道についての話題を基本に進めようと思います。内容は徐々にレベルアップしますが、まずは、初級編からスタートしましょう。今後、皆様からの道路に関する疑問についても取り上げようと考えています。

Q1 「道路」にはどんな種類がありますか。

A1 道路法（3条）に(甲)高速自動車国道、(イ)一般国道、(ロ)都道府県道、(ハ)市町村道の4種類が定められており、また、道路運送法（2条）では、「道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道」と定められているところから、道路交通法（2条）では、これを受けて「道路法に規定する道路、道路運送法に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所」と定め、一般的には道路交通法の規定が、いわゆる法律で定義された道路の種類を総称していることとなります。

Q2 どのような部分、あるいは範囲が「道路」と言うのでしょうか。

A2 道路法（2条）に「道路」とは、トンネル、橋等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物を含むものとして定められており、さらには、これらの施設等が効用を発揮する必要な一定のスペースも考慮に入れて定められた区域が道路の範囲であると言うこととなります。これを「道路の区域」（18条）と言います。

Q3 ところによって道路は、車道が片側2車線であったり、中央分離帯があったり、あるいは歩道があったり無かったりしていますが、どのような考え方で道路の構造は決められているのですか。

A3 道路の構造に関しては、道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び交通状況を考慮し、安全かつ円滑な交通を確保できるものと原則（29条）が示され、また、その技術的基準は、道路の種類ごとに幅員、建築限界、線形、こう配等について別に詳しく定める（30条）と決められています。

このために「道路構造令」が定められ、地方部の道路は第1種と第3種、都市部の道路は第2種と第4種に、さらには各種ごとに計画交通量に基づき第1級から第4級、又は第5級まで区分されたうえ、構造の細部はこの区分等に従って決められることになっています。

Q4 道路はいつから一般利用ができるようになるのですか。

A4 道路の究極的な設置目的は公共の福祉を増進する（1条）ことにあります。そのために新しい道路を造ったり（新設）、一定区間を造り変えたり（改築）する場合には、単に車道面や歩道面、いわゆる路面だけがあれば良いというものではなく、安全かつ円滑な道路交通の確保とともに景観や快適性をも検討のうえ、必要な安全柵、照明、街路樹、標識、道路情報板等の附属物も整備した後に利用開始が図られているのです。これを「道路の供用開始」（18条）と言い、例えば、国道を供用開始するときは、その当日の官報で公示（建設省告示）されるのが、通例となっています。

Q5 道路は誰がどのように管理するのですか。

A5 例えば、国道の新設又は改築は建設大臣が行うこととされていますが、建設大臣が適当であると認めた場合は、都道府県知事がその工事を行う（12条）と定められています。また、新設・改築以外の国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、建設大臣が自ら行う区間（指定区間）と都道府県が行う区間（便宜上、指定区間外区間と呼んでいる）があり（13条）、さらに指定区間であっても道路の占用の許可等の管理につ

いては、都道府県知事又は指定市の長に委任して行わせることができると定められています。ちなみに北海道の区域内における国道は、すべて「指定区間」であり、そのすべての管理は北海道開発局が行っています。

その他、都道府県道の管理（15条）、市町村道の管理（16条）は、当然に知事であり、市町村長であると定められていますが、指定市に係わる特例として、指定市の区域内に存する国道の指定区間外区間と都道府県道については、指定市の長が都道府県知事とおおむね同様の管理が行える（17条）ことも定められています。

なお、高速自動車国道については、建設大臣に代わって日本道路公団等に道路管理者の権限の一部を代行させ、管理に当たらせています。

